

環境影響評価書

—— 東京都市計画道路環状第8号線
(練馬区南田中～高松間) 建設事業 ——

平成7年3月

東 京 都

第1章 総 括

1. 1 事業者の氏名及び住所

氏 名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住 所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1. 2 対象事業の名称及び種類

名 称：東京都市計画道路環状第8号線（練馬区南田中～高松間）建設事業

種 類：道路の新設

1. 3 対象事業の内容の概略

本事業は、「東京都市計画道路幹線街路環状第8号線」（以下「環状第8号線」と呼ぶ）総延長44.2kmのうち、東京都練馬区南田中二丁目を起点に、東京都練馬区高松一丁目を終点とする延長約2.6kmの区間を都市計画変更し、新設整備するものである。

事業計画の概要は、表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 事業計画の概要

項 目	計 画 の 概 要
位置及び区間	延長 約2.6km 起点：東京都練馬区南田中二丁目 終点：東京都練馬区高松一丁目
通 過 地 域	練馬区
道 路 規 格	第4種第1級
車 線 数	本線4車線、側道2車線
設 計 速 度	60km/時
主要接続道路 (都市計画道路)	補助第134号線（笹目通り）
主要交差道路	放射第7号線（目白通り）
道 路 構 造	掘割部及びトンネル部約1.6km 高架部約0.7km 平面部約0.3km
計 画 交 通 量	平成12年度（33,000～46,000台/日） 平成22年度（32,700～44,400台/日）
供 用 開 始	平成12年度予定
事 業 期 間	平成7年度から平成12年度予定

1. 4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査及び環境に及ぼす影響の予測と評価を行った。その評価の結論は表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う環境への影響は一酸化炭素、二酸化窒素及び二酸化いおうとも、環境基準を下回る。
2. 騒音	工事の施行中の建設作業騒音は、法及び条例に定める基準値を下回る。また、低騒音型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通騒音は環境基準を下回る。
3. 振動	工事の施行中の建設作業振動は、法及び条例に定める基準値を下回る。また、低振動型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通振動は、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度と考える。
4. 低周波 空気振動	工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う低周波空気振動は、各種建具の「がたつき」が発生する音圧レベル以下である。
5. 地形・地質	工事の施行中は、山留め壁の剛性を高めることにより周辺地盤の変形は小さく、また、地下水低下工法は使用しないため、地下水位の変化も少ない。 工事の完了後は、地下水の流向が堀割構造物に沿っているため、地下水のしゃ断はなく、地下水位の変化は少ない。
6. 日照障害	計画路線により新たに生ずる日影時間は「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に定める日影時間を下回る。
7. 景観	計画路線区域内の植栽可能な部分には極力緑化を図り、周辺景観に融和するよう十分に配慮する。
8. 史跡・ 文化財	計画路線周辺には、埋蔵文化財包蔵地が存在するため、文化財保護法の規定に従って適切に対処する。

